

2021 年 9 月 22 日

各 位

株式会社八十二銀行

個人向け信託業務「遺言代用等金銭信託・遺言信託・遺産整理業務」の取扱開始について

八十二銀行（頭取 松下 正樹）は、ご高齢のお客さまの「財産管理ニーズ」や次世代への「相続・資産承継ニーズ」にお応えするため、2021 年 10 月 1 日（金）から当行を受託者とした、個人向け信託業務の取扱いを開始いたします。

以下に概要をお知らせします。

【個人向け信託業務】の概要

取扱開始日	2021 年 10 月 1 日（金）	
取扱業務	遺言代用等金銭信託 遺言信託 遺産整理業務	
取扱商品 ・ 制 度	こころのリレー 特約付き合同運用指定金銭信託 （遺言代用特約・遺贈寄付特約付き）	【遺言代用特約】 相続発生時にあらかじめ指定された受取人が、一般的な相続手続きを行うことなく信託財産（金銭）を受取ることができます 【遺贈寄付特約】 受取人の指定範囲に「市町村・法人等（※1）」を含めることで、遺言書を作成せずに遺贈することができます （※1. 遺贈先は当行がご案内する先から選択していただきます）
	長生きあんしん（※2） 特約付き合同運用指定金銭信託 （受益者代理人特約付き）	【受益者代理人特約】 判断能力低下前に「受益者代理人」を選任することで、判断能力低下後の財産管理（日常生活資金の引き出し等）を受益者代理人に任せることができます 【見守り人特約】 受益者代理人が行った取引履歴を当行から「見守り人」に通知することで、財産管理の透明性が確保できます
	遺言信託	公正証書遺言の作成・保管・遺言の執行まで、当行が一貫してサポートします
	遺産整理業務	相続発生時に当行が相続人に代わって、預貯金の解約・換金や不動産の名義変更などの煩雑な相続手続きを行います

※2. 「長生きあんしん」には、傷害保険を自動付帯いたします

（認知症等に起因する事故等により、個人が損害賠償責任を負担する場合に補償される保険）

以 上

